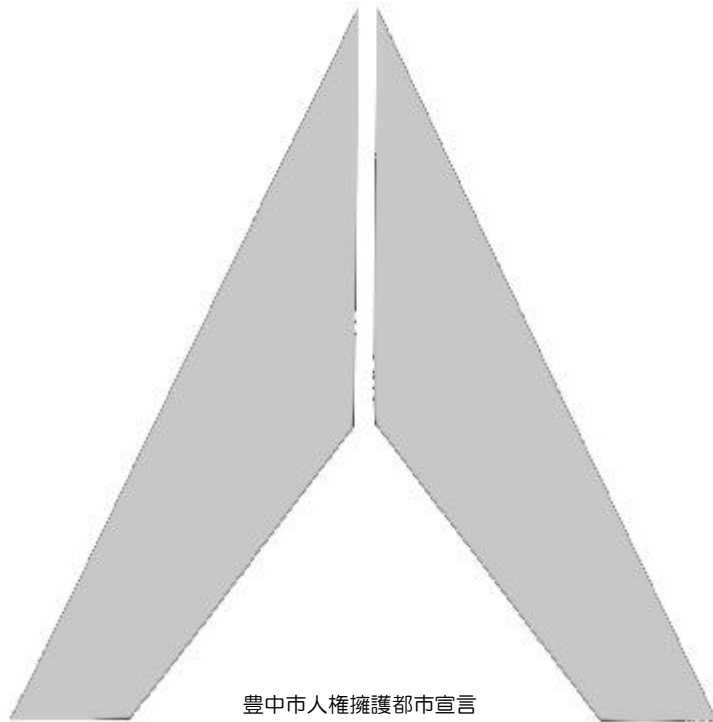


改訂版

豊中市人権教育・啓発基本計画

～人権教育のための国連10年行動計画を受けて～



豊中市・豊中市教育委員会

【豊中市人権教育のための国連10年推進本部】

..... 目 次

I	改訂にあたって	
	1. はじめに.....	1
	2. 基本的考え方と目的.....	3
	・ 基本的考え方	
	・ 目 的	
	3. 位置づけ.....	5
II	経過と現状・課題	
	1. 経 過.....	7
	・ 国際的な取組み	
	・ 国・大阪府の取組み	
	・ 豊中市の取組み	
	2. 現状・課題.....	11
	A 学 習	
	B 活 動	
	C 相 談	
	3. 共通課題.....	18
III	施策の基本方向	
	1. 目標と視点.....	20
	2. 計画の推進	
	A 人権教育・啓発の推進.....	22
	1)生涯学習としての人権教育・啓発の推進	
	2)人材の育成と活用	
	3)効果的な人権啓発・情報提供の実施	
	4)公務員等に対する人権教育	
	5)民間事業所・社会福祉関係団体の人権教育	
	6)その他の職業従事者の人権教育	
	B 人権ネットワークの構築と市民参加・参画の促進.....	33
	1)市民参加・参画システムの構築	
	2)市民活動がより活発になる環境づくり	
	3)国・府・市町村をはじめとする関係機関、民間団体、企業等との連携	
	C 「共に生き、共に学ぶ、開かれた」社会の実現と人権擁護.....	38
	1)多様な交流活動の促進・活性化	
	2)人権相談の体制と被害者救済	
	3)個人情報保護と情報リテラシーの向上	
IV	推進のしくみ.....	44
	1. 計画の推進体制	
	2. 計画の評価と見直し	

(資料)

豊中市人権教育のための国連10年推進本部設置要綱	45
人権文化のまちづくりをすすめる条例	48

I 改訂にあたって

1. はじめに

豊中市は昭和 59 年(1984 年)、市民運動の盛り上がりにより、人権擁護都市を宣言するとともに、平成 4 年(1992 年)には施策・対策と啓発の一体的推進を柱とした「人権啓発基本方針」を策定し、「人権・文化・まちづくり」という考え方にに基づき、さまざまな事業をすすめてきました。

さらに、平成 11 年(1999 年)に人権文化の創造を理念とする「人権文化のまちづくりをすすめる条例」を制定し、これまで当たり前のこととされてきたものの見方や考え方を人権尊重の視点で問い直すことによって、市民一人ひとりの個性や人権が大切にされ、人間らしく豊かに生きることができる社会をめざしています。

しかしながら、現実には同和問題をはじめとして女性、障害者、外国人、高齢者、子どもなどにかかわる人権問題のほか、ひとり親家庭、婚外子、性的マイノリティの人々、HIV感染者、ハンセン病(元)患者、犯罪被害者とその家族、刑を終えて出所した人、アイヌ民族等少数民族、非喫煙者、野宿生活者などの新たな人権課題も顕在化しています。だれもがその人らしく生涯をとおして、安心してすこやかで充実した生活をおくるためには、「人間の尊厳」に基づく人権の意義が一人ひとりに認識され、受け入れられる社会を築いていかなければなりません。

本市は、これらの課題を克服し、すべての人の人権が尊重され、共に生きる豊かな関係を育むことができる、人権に根ざした文化のまちの実現に向けて本市が推進していくための総合的な人権施策のあり方について、平成 12 年(2000 年)3

コメント[o1]:

性的マイノリティ

＝社会においては、人間は生物学的にメスとオスしかいないとされ、生物学的なオスの人間は疑問もなく「自分は男だ」と思い、メスの人間は「自分は女だ」と思うことが当然とされてきました。さらに、女が男を好きになり男が女を好きになる異性愛があたりまえとされてきました。しかし、近年の研究によると、生物学的な意味でも性別がオスとメスにくっきりと別れるわけではなく、両者の間にはいくつもの段階があることが明らかになっています。また、同性に恋愛感情を抱くこともあります。生物学的にオスであったとしても女性として生きていきたいという人もいたり、その逆もあつたりします。性的マイノリティとは、従来の不自然な雌雄への二分化という枠組みに収まらなかった人たちをさします。具体的には、同性愛者や性同一性障害を持つ人、インターセックス(先天的に身体上の性別が不明瞭であること)の人々などが含まれます。

コメント[o2]:

HIV感染者

＝ヒト免疫不全ウイルス(HIV)に感染した人のこと。HIVの伝染力は弱く、輸血や性交など直接血液など体液が他の人の体内に混入することによりウイルスを含んだ血液が入ってきて感染する場合がほとんど。発病を抑える医学的対応が進歩し、現在では感染しても発病を遅らせたり弱めたりすることが可能になってきています。エイズは、HIVに感染することにより引き起こされる病気で、体内の免疫機能が破壊され、さまざまな感染症や悪性腫瘍が発症します。しかし、感染してもすぐにエイズが発症するわけではなく、その意味でエイズ患者とは区別されます。

コメント[o3]:

ハンセン病

＝らい菌(きん)による感染症で、感染力がとても弱く、感染しても発症することの極めてまれな病気です。主に抹消神経と皮膚がおかされる病気ですが、今日では治療法が確立されています。患者の強制隔離を義務づけた「らい予防法」は1996年に廃止されています。

月、人権文化のまちづくりをすすめる協議会に対して、諮問しました。平成15年（2003年）1月27日の同協議会答申「人権文化が創造されたまちの実現のための総合的人権施策のあり方について」をふまえ、人権文化のまちづくりをすすめる条例に基づく施策の基本方向を明らかにするため、人権教育・啓発基本計画（平成13年（2001年）9月策定）を改訂するものです。

この人権教育・啓発基本計画（以下、「基本計画」という。）は「人権教育のための国連10年」の考え方を受けて人権啓発基本方針を補うため、豊中市人権教育のための国連10年推進本部が策定し、市民・事業者・NPO等・行政が共にすすめる教育・啓発のあり方を示したものです。

コメント [04]:

NPO (Non-profit-Organizations)

＝NPOはアメリカで形成された言葉であり、民間非営利団体などと訳されます。株式会社などでは上がった利益を株主に分配するのに対して、NPOとは公益的な事業をしていて利益を出資者に分配しない団体を指します。本来の語義からいえば、日本でいうボランティアグループやボランティア団体、市民団体、社団・財団・社会福祉法人などの公益法人や協同組合などまでも含む幅広い概念です。狭い意味では非営利特定公益法人が法制化され、同法に認められた団体を指してNPOと呼びます。本計画では、市民の学習グループやNGOを含め、「NPO等」と原則表記します。

2. 基本的考え方と目的

《 基本的考え方 》

第3次豊中市総合計画の基本姿勢である協働とパートナーシップとは、市民と行政が相互理解を深め、お互いの特性を認め合いながら、共通の課題解決に向けて互いに知恵を出し合い、協力して取り組むことです。

そのため行政は、まちづくりの担い手である市民が政策形成の過程に主体的に参加・参画していきける仕組みづくりに努める必要があります。

人権尊重のまちづくりを推進していくことは、市民が人権の概念や具体的な人権侵害の事例などについて学び、これまで当たり前としてきたものの見方や考え方を人権尊重の視点から見直し、社会に主体的に参加・参画していくことであり、市民が本市のまちづくりに積極的なかかわりをもつことにほかなりません。

それは、権利の主体としてお互いを尊重し、支えあう社会をつくっていくということです。そのためにはまず、市民一人ひとりが様々な市民的権利を持っているということを自覚し、地域社会で共に生きていくことが大切になります。

一方、憲法の基本理念は平和主義、民主主義、基本的人権の尊重です。とりわけ、基本的人権の尊重は、行政が最も市民と直結した課題であり、行政の仕事はすべて人権にかかっています。行政は、「憲法の理念を地域で市民と共に実現していく」という目標に向かった責任を自覚することが必要です。

したがって、この基本計画では、人権尊重の活動を中心にしつつ、①市民がともに人間らしい生き方を求めるような「共に生き、共に学ぶ、開かれた」地域社会づくりという視点、②一人ひとり

コメント [o5]:

協働(Co-production)

=異なる立場の人々が、それぞれの役割を果たしながら、共に創造していくこと。

コメント [o6]:

パートナーシップ(partnership)

=まちづくりなどの事業において、市民、事業者、行政などの各主体が対等な立場で協力・連携し、役割や責務を自覚することを通じて築いていく、相互の信頼関係。

の市民の自己表現と交流を大切にする文化をつくりだしていく視点を大切にします。

このような意味において、豊中市人権啓発基本方針でいう“人権・文化・まちづくり”と「人権教育のための国連 10 年」での“人権文化の創造”とは、めざす方向は同じです。

《 目 的 》

次の2点をこの計画の目的とします。

- ◎人権文化のまちづくりをすすめる条例に基づく施策の具体的展開を図ることにより、市民一人ひとりの人権が尊重され、ともに生きる豊かな関係を育み、日常生活の中で人権尊重が当たり前のこととして受け入れられる、人権に根ざした文化の創造をめざす取組みを、市民とともにすすめます。
- ◎人権を尊重する意識や態度を形成し、具体的な行動に結びつけられるような啓発、学習活動を総合的、計画的にすすめます。

3・位置づけ

1) 人権文化のまちづくりをすすめる条例に基づいた基本計画である。

本市は、平成11年(1999年)に人権文化のまちづくりをすすめる条例を制定しました。条例では、市と市民の役割をそれぞれ定め、人権に根ざした文化の創造にともに取り組んでいくことを明らかにしています。

この基本計画は、人権文化のまちづくりをすすめる条例に基づいた基本計画として位置づけ、人権文化のまちづくりをすすめる条例の趣旨の具体化を図っていくものです。

2) 人権啓発基本方針を補強する基本計画である。

本市は、平成4年(1992年)に人権啓発の基本的方向と課題を明らかにした人権啓発基本方針を策定しました。この方針は、施策・対策と啓発の一体的推進を柱に“人権・文化・まちづくり”という考えを示したものです。その趣旨は、「教育・研修・宣伝・情報提供を通じて知識や技能を伝え、態度を育むことにより人権文化を世界中に築く」という「人権教育のための国連10年」の考え方を先取るものであり、本市では人権啓発基本方針に基づいて従来からさまざまな取組みをすすめてきました。

その後、「人権教育のための国連10年」の行動計画をふまえ、人権啓発基本方針に基づく施策の実施状況の点検作業を行いました。

この基本計画は、人権啓発基本方針を補強するための基本計画として位置づけるとともに「人権教育のための国連10年」の行動計画を取り入れることにより、人権啓発基本方針を実践していくものです。

**3) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」
をふまえたものである。**

平成12年(2000年)12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。

この法律は、人権教育及び人権啓発に関する施策の策定及び実施について、国、地方公共団体の責務を明確にしており、この基本計画は、この法律の趣旨をふまえて策定したものです。

4) 第3次総合計画の分野別計画である。

平成13年(2001年)1月に策定した本市の第3次総合計画(目標年次平成32年度〔2020年度〕)では、施策体系第1節「共に生きる開かれた社会づくり」において、一人ひとりの個性が大切にされ、共に生きることができる開かれた社会をめざし、人権尊重の視点をあらゆる施策に生かした取組みを総合的にすすめることとしています。

この基本計画は、第3次総合計画を具体的にすすめるための分野別計画として策定するものです。

Ⅱ 経過と現状・課題

1. 経過

◎国際的な取組み

第2次世界大戦後に国際連合（国連）が結成され、二度と戦争の惨禍を繰り返さないようにと、昭和23年（1948年）の国連第3回総会で「世界人権宣言」が採択されました。世界中で人々の人権や基本的自由を尊重することが、自由、正義、平和の基礎となることを全世界に提唱しました。その後、国連はこの世界人権宣言の趣旨、精神の実現に向け「国際人権規約」を採択し、国際的な人権基準を定めるとともに「難民条約」「人種差別撤廃条約」「女性差別撤廃条約」「子どもの権利条約」など23に及ぶ国際条約を採択し、各課題に応じた国際年を設定し、真に人権が尊重される国際環境づくりをすすめてきました。

その後、国連は、平成6年（1994年）12月の第49回総会において、1995年から2004年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、世界のあらゆる国、地域、人々に人権を広めていくための国際的な行動プログラムとして人権教育のための行動計画策定を提案しました。この行動計画の趣旨は、世界のいろいろな地域、場において人権に根ざした文化を創造するための教育・啓発活動の取組みをすすめ、人権を大切にすることが世界の人々に当然のこととして受け入れられ、「普遍的な文化」として定着することをめざすよう提案しています。

◎国・大阪府の取組み

国内においても国際的な潮流を受けて、人権尊

重を基本原理とする日本国憲法の下に、人権の確立に向けた取組みがすすめられています。

近年では、平成9年(1997年)に国が人権教育のための国連10年行動計画を策定するとともに、平成8年(1996年)に「人権擁護施策推進法」を制定しました。この法律に基づいて、平成9年(1997年)に人権擁護推進審議会が設置され、平成11年7月に同審議会は教育・啓発のあり方について答申し、続いて平成13年(2001年)5月、人権救済制度のあり方について答申しました。

これらの答申のうち、教育・啓発のあり方についての答申に基づき、国は、平成12年(2000年)12月に「人権教育及び人権啓発に関する法律」を制定しましたが、今後、人権を擁護する法が制定され、法に基づいた人権救済制度のあり方についての具体化が待たれます。

大阪府においても国と同様に平成9年(1997年)3月に「人権教育のための国連10年大阪府行動計画」の策定に引き続き、平成10年(1998年)11月に「大阪府人権尊重の社会づくり条例」を制定しました。また、平成13年(2001年)3月に「大阪府人権施策推進基本方針」を制定し、「人権教育のための国連10年大阪府後期行動計画」を策定するなど、人権尊重の取組みをすすめています。

◎豊中市の取組み

本市の人権に関する本格的な取組みの契機は、昭和59年(1984年)の「人権擁護都市宣言」や昭和61年(1986年)策定の新豊中市総合計画(第二次総合計画)における重要な柱である「平和で平等な社会づくり」にあります。

本市は、早くから同和問題の解決を施策の重要課題と位置づけ、積極的に取り組んできました。

その取組みによって人権尊重の精神が普及高揚し、女性、障害者、外国人、高齢者、子どもなどの分野において行政課題があることを明らかにしてきました。

庁内的には昭和46年(1971年)に設置された同和対策本部(現同和行政推進本部)をはじめとして、女性、障害者、外国人、高齢者、子どもに関する推進本部を順次設置するとともに人権諸課題に横断的・総合的に対応するため「人権啓発推進会議」を設置してきました。

このような庁内推進体制の充実に併せて人権諸課題に対応するため、表1の方針・計画を策定し、課題解決をめざした取組みをすすめています。

さらに、平成11年(1999年)4月に制定した「人権文化のまちづくりをすすめる条例」の趣旨を具体化していくため、平成12年(2000年)3月に設置した学識経験者による「人権文化のまちづくりをすすめる協議会」に諮問し、平成15年(2003年)1月に総合的な人権施策のあり方について、答申が出されました。

市民活動に関しては全国的に先駆けとなった人権草の根組織である「豊中市人権教育推進委員協議会」が昭和45年(1970年)に結成されました。

また、企業啓発組織として昭和53年(1978年)、「豊中企業内同和問題研修推進員協議会(現豊中企業人権啓発推進員協議会)」が組織化されるなど、それぞれ学習・啓発活動が展開されています。

コメント[07]:

人権啓発推進会議

=人権意識の高揚を図るための啓発活動を総合的かつ効果的にすすめるために、昭和63年(1988年)に設置。

表1 人権に関する方針・計画一覧

計 画 名	計 画 の 概 要	策定年	所 管
人権啓発基本方針	あらゆる差別をなくし、人権意識の高揚を図るための啓発活動を総合的かつ効果的に推進する。	平成4 〔1992〕	人権文化部 人権企画課
同和行政基本方針	今後の同和行政に求められる視点や基本的な方向性を大綱的にとりまとめ、明らかにする。	平成 10 〔1998〕	人権文化部 人権企画課
同和行政推進プラン	「人権文化の創造をめざした啓発・教育の推進」「人権尊重のまちづくりの推進」を両輪に据え具体的な施策推進のための基本的視点と方策などを示すもの。	平成 12 〔2000〕	人権文化部 人権企画課
識字推進基本方針	識字問題がさまざまな人権問題や生涯学習と深くかかわっていることをふまえ、文字を学ぶ場の確保や指導者の連携を図るほか、行政のあらゆる分野の識字の観点からの具体的な取組みの方策を示している。	平成6 〔1994〕	人権文化部 文化芸術・国際課
男女共同参画計画	豊かで活力ある男女共同参画社会の実現に向けて、豊中市男女共同参画推進条例にうたっている基本理念および施策等に基づいて、「男女の格差是正・共同参画」、「男女の人権の尊重」、「そのための基盤整備」を基調に、具体的な基本目標と指標、推進体制等で構成。	平成 16 〔2004〕	人権文化部 男女共同参画推進課
国際化施策推進基本方針	「外国人も市民としてだれもが住みよい世界に開かれた地域社会の創造」を基本理念に、今後の国際化施策を総合的・計画的に進めるための基本方向を明らかにする。	平成 12 〔2000〕	人権文化部 文化芸術・国際課
文化振興ビジョン	市民一人ひとりが文化的存在であることを基本理念とし、市民文化の活性化、都市文化の創造、行政の文化化の推進等、文化行政の総合的な展開を図る。	平成6 〔1994〕	人権文化部 文化芸術・国際課
生涯学習推進プラン	市民のさまざまな学習・活動ができる空間を確保し、人と人をつなぎ、学習機会を充実するなどの支援を図ることによって、生涯学習のまちづくりを進める。	平成 10 〔1998〕	生涯学習推進室 地域教育振興課
人権教育基本方針	国際人権規約、子どもの権利条約、日本国憲法、教育基本法、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、大阪府人権尊重の社会づくり条例、人権文化のまちづくりをすすめる条例等の精神にのっとり、人権教育を総合的に推進するための基本的な考えを示す。	平成 14 〔2002〕	教育委員会 人権教育企画課
同和教育基本方針	基本姿勢と、学校教育(目標、教育内容、健康、障害児教育、進路保障、推進体制、教育条件)、社会教育(目標、生活課題の認識と課題、推進体制の整備)で構成。	昭和 46 〔1971〕	教育委員会 人権教育企画課
障害児教育基本方針	基本姿勢と、具体施策(市立幼稚園における障害児教育、市立小中学校における障害児教育、養護教育諸学校、後期中等教育・高等教育、教育研究所における障害児教育、教育職員の指導体制の充実、医療および医療研究機関との連携、労働・福祉関係機関との関連、家庭教育における障害児教育、社会教育における障害児教育)で構成。	昭和 53 〔1978〕	学校教育室 教育センター
在日外国人教育基本方針	基本姿勢と、具体施策(学校における教育、教職員の研修、社会教育の充実)で構成。	昭和 55 〔1980〕	教育委員会 人権教育企画課
長寿社会対策基本指針	高齢社会およびその移行過程がもたらす諸問題に対する豊中市の長寿社会対策の関連の施策を体系的に示し、総合的な施策の推進を図る。	平成2 〔1990〕	健康福祉部 高齢福祉課
障害児保育基本方針	保育所の持つ機能を十分に発揮し、障害児の教育と養護の推進とあわせて他の児童の豊かな人間関係をめざす。	昭和 49 〔1974〕	こども未来部 保 育 課
同和保育基本方針	心身の発達がきわめて盛んな乳幼児期に、全面発達を保障し、基本的な人権を確立することによって、すべての乳幼児が差別を見ぬき、差別を許さず、差別をなくしていく資質を養う。	昭和 61 〔1986〕	こども未来部 保 育 課
同和保育基本方針実施計画	同和保育基本方針を具体化していくために、「保育内容の充実深化」、「保育環境の充実」、「研究・研修活動の充実」、「保育所・幼稚園・小学校・中学校・地域の連携」、「保護者との連携」、「子育て支援の充実」の6つの柱をもとに策定。	平成 15 〔2003〕	こども未来部 保 育 課
子ども総合計画	～子どもとともに豊かな未来を～ 子どもおとなも一人ひとりの人権が保障されるなかで、子どもとおとなが互いに協力し支え合いながら、子育て・子育てが実現できる豊かな社会の形成をめざす施策を総合的・計画的に推進するための長期的な指針。	平成 11 〔1999〕	こども未来部 子育て支援課
子ども総合計画推進計画	「子ども総合計画」を具体的、効果的に進めていくために、平成 12 年度(2000 年度)から平成 20 年度(2008 年度)に取り組んでいく子育て・子育て支援事業について取りまとめた。	平成 13 〔2001〕	こども未来部 子育て支援課
第二次障害者長期計画	ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念に基づいて総合性や継続性等障害者のニーズに的確に対応した施策を総合的計画的に推進する。	平成 10 〔1998〕	健康福祉部 障害福祉課

2. 現状・課題

A. 学 習

ア. 市民一人ひとりの自主的・主体的な学習の促進

1) これまで本市では、豊中市人権教育推進委員協議会をはじめ、地道な取組みがさまざまに展開されてきましたが、市民一人ひとりの自主的・主体的な学習活動をさらに促進していく必要があります。

人権の基本は一人ひとりの尊厳です。人権とは差別や平等の問題から、思想・信教の自由などの自由権、労働権や生存権、さらには環境権やプライバシーの問題に至るまで、人の営みすべてにかかわる問題だといっても過言ではありません。

人権問題が“わかる”ということと、人権について学んだことを自分の生活や人生に生かしていけるということの間には大きな溝があり、その溝を埋めることが、人権教育・啓発の大きな課題です。

私たち一人ひとりが身の回りの出来事について、これまで当たり前のこととされてきた生活意識や価値観（ものの見方や考え方）を、人権尊重の視点から見つめ直すことが必要です。

世界人権宣言や国際人権規約などで述べられているように“人権”を具体的な権利として学ぶ取組みをさらに推しすすめる必要があります。

2) これまでの本市の人権啓発活動は、「差別の現実学ぶ」ことを大切にした取組みをすすめてきました。人権問題が多様化、複雑化していく中、現在もその重要性に変わりはありません。

しかし、「その問題はあまりにも重たそうで、自分にはどうしようもできない」とかえって無力感

を感じさせたり、「わかるけど、私には関係ない」などと、課題を受け止めて解決していくことに消極的にさせてしまう場合も見受けられます。

こうしたことを考えると、今後はセルフエスティームやエンパワーメントなど国際的な人権教育の概念に学んだり、あるいは環境教育や開発教育、平和教育、多様性教育などさまざまな広がりを持ったテーマを設定して効果的に学んだりすることで、人権の大切さがよく理解できる学習を取りあげていくことが必要です。

コメント [o8]:

セルフエスティーム(self-esteem)

＝「自分自身をかけたがない存在だ」と認め、欠点も含めてありのままの自分を認めることです。自尊感情、自己肯定感情などと訳されます。

コメント [o9]:

エンパワーメント(empowerment)

＝力をつけること。一人ひとりがその人らしく活動する中で、文化的、社会的、政治的、経済的状况を変えていく力を持つこと。また、その人の本来持っているよさを引き出すことと、とらえる意見もあります。

コメント [o10]:

環境教育(environmental education)

＝人間も地球に生きる多様な生物の一種であるとの認識に立ち、環境について自然や地理・歴史などの総合的な学習を行うことをさします。目標として、持続可能な社会形成の担い手の育成が挙げられることから、人権尊重の教育と関連づけて取り組まれることがあります。また、環境を広くとらえ、社会や人間関係についても発展的に学習される場合があります。

コメント [o11]:

開発教育(development education)

＝南北問題についての理解を促進し、問題解決の行動力を育てようとする教育。開発教育では、開発・環境・人権・平和の問題を広い視野でとらえ、人類社会を一つの存在として捉える考え方で展開されます。

コメント [o12]:

平和教育(peace education)

＝戦争に反対し、平和な世界の実現をめざして行われる教育。1970年頃から国際的には、平和とは単に戦争がない状態(消極的平和)ではなく、あらゆる差別や抑圧がない状態(積極的平和)をさすようになってきています。

コメント [o13]:

多様性教育(diversity education)

＝性別や年齢、民族や社会的身分、障害の有無や性的指向など、私たちの間には様々な違いがあり、それらが差別や優劣関係に結びつくことがあります。多様性教育とは、こうした様々な違いを総合的に取りあげ、様々な差別や抑圧という問題に共通する偏見や力関係といった課題に取り組もうとする教育をさします。学習の順序としても、自分の尊重から始まり、他者との違いの自覚、差別や偏見に関する的確な認識、差別等への対応の仕方、社会を変えていく行動力の育成へと進むよう系統化されています。

イ. 学習情報の収集・整理と提供

人権に関する市民の学習情報について、現状では『広報とよなか』にまとまって掲載されていますが、長期的・系統的な情報の整理・提供という点については限界があります。

また、課や施設単位で学習情報の案内パンフレットやチラシなどが作成されていますが、庁舎や各施設に積み置かれることが多く、情報入手できるのは、それらの施設を訪ねた市民に限られるなど、PR手法にも限界があります。

従来の講座・イベントなど学習機会づくり中心の「提供型行政」では市民の多様な学習ニーズに十分対応しきれていないため、今後は市民が自主的・自発的に学習活動を行うための環境づくりを行う「学習活動支援型行政」が求められています。そして、それを実現するためには、市民が必要とする「学習情報の提供・相談」体制の整備が必須条件といえます。

現状では、市のホームページでも情報を発信していますが、今後包括的・総合的な学習情報の提供とともに障害者や高齢者、外国人への情報提供のあり方を検討する必要があります。

B. 活 動

市民参加・参画、交流の促進について、本市では同和問題をはじめ女性、障害者、外国人、高齢者、子どもや環境問題等市民団体などの活動が活発に行われています。

また、最近では本市が実施する事業に企画段階から市民が参加・参画するなど、市民と行政が互いに協力しあう活動も増えてきました。今後も市民が主体的にかかわり、さまざまな人権課題に取り組み、市政の推進や人権問題の解決に向けて行動していくことが期待されます。

本市はこれまで市民活動への支援として、公民館・図書館や地区会館、共同利用施設、小・中学校の余裕教室、障害者福祉施設、人権まちづくりセンター（旧解放会館）、とよなか国際交流センター、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ等各課題に応じた施設や活動拠点の整備を行ってきました。しかし、これら市民活動はどちらかといえば市内での活動にとどまり、地域を越えたつながりや課題領域を越えたつながりまでは広がっていないといえないのが実態です。

市民と行政、市民と市民がよりよい活動を継続、発展させていくためには、今後、市民の自主的な活動がいろいろな施設を市民活動の拠点として、地域、課題領域を越えた活動となるよう、活動が活発に行われるための条件整備も必要です。また、市民活動を促進するため、人権啓発市民ネットワークを構築し、国内外、地域の人権情報を幅広く収集するとともに、それらの情報を提供する場やコンピュータによる情報ネットワークを整備し、いろいろな人々の要求に対応できる情報提供の方法を整備し、これらの情報をもとに、よりよい社会を築くため多くの活動、行動に市民が積極的にかかわれるような支援体制づくりが求められています。

C. 相 談

とよなか男女共同参画推進センターすてっぷの相談室常設相談〈生き方総合相談や法律相談、労働相談、からだと性の相談など〉の総件数は年々増えてきています。また、とよなか国際交流センターでの相談〈多言語による生活相談など〉も、相談内容が多様化してきており、市民のニーズがうかがえます。

上記以外にも、本市では人権相談（第3木曜日）や女性相談（第1木曜日）をはじめ、子育て相談、高齢者相談、障害者総合相談、市政相談、公害苦情など、多様な相談の窓口を設置し、市民の悩みなどにこたえてきました。また、これまで相談窓口一覧を、『テレホンガイドー市役所窓口情報ー』や『広報とよなか』に掲載して、市民への情報提供に努めてきました。

しかしながら、本市が平成12年（2000年）12月に実施した『人権についての市民意識調査』では、自分や家族が人権侵害を受けた場合の対応について、「市役所に相談する」という回答は22.3%にすぎません。公的機関に相談しない理由としては、「積極的な支援が得られず、頼りにならないと思うから」（40.6%,1位）、「どこでどのような相談を受けてもらえるかわからないから」（33.2%,3位）などがあがっており、これらの疑問の声を払拭していく取組みが求められます。

平成14年（2002年）6月に、人権侵害を受け、または受けるおそれのある市民に対して、身近に相談できる窓口を、「人権ケースワーク事業」として両人権まちづくりセンターに設置しました。また、同年9月から、外国人女性のための電話相談を国際交流センターで行っています。

コメント [o14]:

人権についての市民意識調査

＝平成12年(2000年)12月に実施したアンケート調査。市民4,000人を無作為抽出。回収率は35.3%。なお、左記の質問「人権侵害を受けた場合の対応」については、複数回答が含まれています。

一方、家庭内でのさまざまな形の暴力・虐待が広がっています。夫・パートナーから女性への暴力（ドメスティック・バイオレンス＝DV）、親から子への虐待（児童虐待）、子から親への暴力（高齢者虐待及び思春期の子どもによる家庭内暴力）等さまざまな問題が起こっています。

これらは家庭内で起こっているため、これまでなかなか見えてきませんでした。その実態はしだいに明らかになってきています。

ドメスティック・バイオレンスについて、国は平成13年（2001年）に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定しました。本市が平成12年（2000年）12月に実施した「夫・パートナーからの女性に対する暴力」に関する調査では、精神的暴力は6割、身体的暴力も3割近くの女性が経験しています。このことから現在、関係機関等の連携をすすめています。中には緊急保護を要する事例も生じています。

職場などでのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどの問題が顕在化しています。とよなか男女共同参画推進センターすてっぴや労働会館の労働相談で引き続き受け付けるとともに、平成15年（2003年）11月に男女共同参画苦情処理制度を立ちあげ、問題解決に努めています。

また児童虐待についても、ここ数年、大きな社会問題となっています。市民の関心も高まっており、保護される子どもの数が急増しています。国は平成16年（2004年）に「児童虐待の防止等に関する法律」を改正し、市民の通告義務を「虐待を受けたと思われる子ども」まで拡大しました。本市では、平成15年（2003年）1月に「児童虐待問題庁内連絡会議」を設置し「豊中市域・虐待問題連絡会議」と連携をとりながら、早期対応、

コメント [o15]:

ドメスティック・バイオレンス

＝家族や恋人など親密な関係において、強い立場にある者から弱い立場にある者に及ぼされる暴力をさします。典型的には、夫から妻への、もしくは恋人など親密な関係の男性から女性への暴力をいいます。

コメント [o16]:

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

＝同法改正案が平成16年（2004年）5月27日衆院本会議で可決・成立。12月施行。

コメント [o17]:

「夫・パートナーからの女性に対する暴力」に関する調査

＝平成12年（2000年）12月に実施したアンケート調査。男女各1,500人を無作為抽出。回収率は41.8%。なお、アンケート調査とあわせて、被害体験者の面接調査と支援組織・関係機関等の調査を行っています。

コメント [o18]:

男女共同参画苦情処理制度

＝豊中市では、豊中市男女共同参画推進条例に基づき、①市等の男女共同参画に関する施策についての苦情の申出や②性別による差別的な扱いなどの人権侵害を受けた場合の苦情・救済の申出をうけ、問題の迅速な解決を図るための公正・中立な機関として男女共同参画苦情処理委員会を設置しています。

委員や専門調査員が事実確認などの調査を行い、必要に応じて、委員が助言、調整、あっせんし、上記①は勧告、上記②は是正の要望を行う場合もあります。

調整やあっせんが不調に終わり、やむなく訴訟する市民に一定の要件で訴訟資金の貸付を行います。〔豊中市訴訟等に係る資金の貸付に関する条例〕

コメント [o19]:

児童虐待の防止等に関する法律

＝同法改正案が平成16年（2004年）4月7日参院本会議で可決・成立。10月1日施行。

予防（防止）に努めています。また、平成16年（2004年）7月、子育て支援センター ほっぺ に相談員などを配置し、児童虐待の防止や早期発見などに努めていきます。

今後の人権相談についての課題としては

- (1)人権侵害に対する救済方策を明らかにすること。
 - (2)人権侵害の実態や背景を明らかにすること。
 - (3)関係機関・NPO等の役割分担や連携を図り、地域ネットワークを形成すること。
 - (4)専門職員を配置し、養成を図ること。
- などが考えられます。

また、相談には、当事者のエンパワーメントという視点が欠かせません。

実際、女性の生き方総合相談や教育相談などでカウンセリングが行われています。

個人的な悩みであっても、それは社会的に解決していかなければならない問題であることを、ドメスティック・バイオレンスや児童虐待などが示しています。

それに加えて、一見人権とは関係がないと思われる事柄でも、実は人権に大きくかかわる問題だということもあります。

人権相談体制の充実とともに、これらの事例をふまえて、問題の解決を図っていくような第三者的機関の権利擁護システムの設置についての検討が求められています。男女共同参画の分野では、平成15年（2003年）11月から、男女共同参画苦情処理制度がスタートしています。

3・共通課題

(A 学習・B 活動・C 相談の共通課題)

先に述べた学習、活動、相談に共通している課題について、人権教育・啓発をすすめるうえで、施策レベルからとらえると次のように整理することができます。

1) あらゆる行政施策は、市民の権利の保障、福祉の向上を目標として実施されるものであり、すべての行政施策において、一人ひとりがあるがままの姿で個人として尊重される、人権尊重の視点が重要です。本市のあらゆる施策を人権尊重の視点から更に点検・見直しを行うとともに新たな施策の企画・立案から実施にあたっては、その根底に人権尊重の視点をすすめる必要があります。施策・対策と啓発を一体的に推進していく必要があります。

2) 市職員や教職員をはじめ、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修については、人権問題を解決するための態度や技能を身につける手法や内容を積極的に取り入れることが必要です。

3) 差別事象が今なお発生する背景には、さまざまな人権問題に対する誤った先入観や偏見、歴史的経過などに対する認識や理解の不十分さ、あるいは同質性、均一性を重んじる日本社会の慣習などがあります。そのため、子どもから高齢者まで、それぞれの年代に応じた人権教育や啓発活動を通じて差別意識の解消を図る必要があります。

4) 人権学習を生涯学習のテーマの一つに位置づけ、市民の自主的な学習やボランティア活動などを支援するため、身近な学習の場やリーダー、教材、情報の提供など、学習環境の整備に努めるとともに、これらのネットワーク化を図ることが必要です。

5) 地域コミュニティの形成やグループ活動などを促進するための側面的支援を行い、こうした活動を通して市民一人ひとりが豊かな人権感覚を身につけ、お互いを尊重しあう心や態度を高めていく必要があります。

6) 効果的な人権教育や啓発活動を展開していくために、施策の企画から実施にあたっては、市民・事業者・NPO等の意見や要望を反映させる仕組みづくりなど、市民参加・参画を積極的にすすめていく必要があります。その際、社会的身分、人種、民族、性別、障害の有無などにかかわらず、さまざまな立場の人が市政に積極的に参加・参画できるよう、多様な仕組みづくりに努めることが必要です。

7) 同和問題をはじめ、男女共同参画、障害者、外国人、高齢者、子どもなど具体的な人権課題について、全部局が連携し、総合的・横断的に取り組むことが必要です。

Ⅲ 施策の基本方向

1. 目標と視点

<目標>

1) 学び、行動する市民への支援

人権問題を差別の実態から学ぶことを大切にし、身近な社会で起こっている人権侵害や差別に気づき、考え、行動する市民の支援をします。

- 差別の実態から学ぶとともに、人権尊重に関する国内の動き、**国際的な人権基準**について学習する。
- これまでの価値意識や生活慣習などを人権尊重の視点で問い直す。
- 知識・理解にとどまることなく、行動に結びつけ、生涯にわたり実践していく力を身につけるためにコミュニケーション力、自己表現力、他者との肯定的な関係づくりのための技能（スキル）を高めるとともに、自らの問題を解決できる力を養う。

コメント [o20]:

国際的な人権基準

=ここでは、世界人権宣言を土台として国連で採択された二十有余の国際条約、その内容や背景となる思想などをさします。

2) つながりあい、活動を担う市民の権利の保障

人権侵害や差別のないまちづくりをめざして、市民と市民がお互いにつながりあい、活動を担う市民の権利を保障します。

- 身近な地域で、異なる文化・価値観を持った人々や差別・偏見に苦しんでいる人々など、さまざまな生き方の人々と人権課題の共有に努める。
- さまざまな市民の活動をネットワーク化し、人権侵害や差別をなくすため、ともに行動をする。

- 社会で起こっているさまざまな人権問題について議論し、決定する場への参加を促進する。

3) 行政の取組み、自己改革

あらゆる施策を人権の視点で見直し、実践していくためには行政の積極的な取組み姿勢に加えて、行政自身の変革が重要です。

- 市民があらゆる生活の場で人権問題と向き合っていくためには市内公共施設を中心とした、いわゆる拠点施設の活動の活性化が大切である。
- 行政にありがちな規則重視、たて割り主義などの体質を市民の感覚で問い直し、職員の意識改革を通して行政の自己変革を図る。
- 情報の公開や市民参加・参画を進め、市民と行政のよりよい関係づくりに努める。

《 視 点 》

こうした目標にむけて取り組む際の視点として次のことを大切にしていきます。

◎ 私たちの身の回りを見直す

…… “ 考 える ”

◎ 具体的な事例に学ぶ

…… “ 知 る ”

◎ 行動と市民参加・参画、交流の促進

…… “ 創 る ”

2. 計画の推進

A. 人権教育・啓発の推進

1) 生涯学習としての人権教育・啓発の推進

ア. あらゆる機会の人権学習の推進

本市の「生涯学習推進プラン」には、「共に生き、共に学び、共に変わる 『人間のまち・とよなか』をめざす」との基本理念が明記されており、この基本理念の具体化が、まさに生涯学習としての人権教育・啓発の推進に結びつくものです。

科学・医療技術の進歩、少子・高齢化の進行、地球環境問題の顕在化、国際化・情報化の進展といった社会潮流は、相互に強い関連性をもちながら、くらしや価値観にさまざまな影響を及ぼしており、それとともに人々のライフスタイルも多様化しています。

このような変化の著しい動きの中で、すべての人々はより充実した生活や豊かな人生を送りたいと願っています。

そのためには、生涯にわたって様々な知識や技能などを身につけ、自らの生活を高めるとともに、他の人々への理解とつながりを図る、生涯にわたる学習が必要になってきます。

そこで、だれもが、いつでもどこでも、自由に学習ができ、それぞれの願いや思いを表現し、生きがいを感じられる社会づくりが求められています。

このような社会づくりを考えたとき、社会の仕組みそのものから、人権に根ざした文化をつくり上げることが大切であり、市民一人ひとりが日常の生活において、人権尊重の視点から、いろいろな問題に気づき、あらゆる場を学習機会ととらえ、

自発的に参加し、常に考える習慣を身につけ、行動につなげることが大切です。

そのためには、生涯学習の場を通して人権にかかわる学習をすすめるとともに、生涯学習関連施設・機関との連携・協力の強化、学習情報の提供、相談体制の整備・充実等をすすめる必要があります。

イ．学習機会が十分保障されていなかった市民への学習機会の提供

生涯学習はすべての市民を対象にすすめていく必要があります。とりわけ、非識字者や外国人、高齢者、障害者、子育てや介護・労働で十分な時間を取りにくい人々などに対し、機会の提供方法や参加の仕方などを含め、行政には学習の機会や場などの諸条件を整備・支援することが求められます。そのためにも、行政からの一方的な提供にとどまらず、市民の中で活動をしている組織と連携し、人と人を結びながら学習機会を充実するなどの支援展開を図っていくことが大切です。

ウ．学校教育・就学前教育（保育）の推進

学校、幼稚園、保育所等は、生涯学習としての人権教育の基礎を培うための場として、とりわけ重要な位置を占めています。子どもたちが、人権問題を身近なものとしてとらえられるよう、乳幼児・児童・生徒の発達段階に応じた体系的かつ効果的な教材の開発・研究、そして実践が必要です。

そのためには、指導者として子どもに対応する教員・職員の資質の向上が不可欠です。このことは、個々の意欲や姿勢に任せるのみでなく、学校、幼稚園、保育所そして行政などが一体となって、組織的に取組みをすすめていくことが大切です。

またその際、地域の人材の活用を図り、地域全

体で人権を基盤に据えた教育・保育をすすめていく視点が必要です。学校、幼稚園、保育所等を地域に開き、地域とともに子育て・子育てに取り組んでいくなかで、地域の教育力の活性化が図られます。

このような視点に立ち、(仮称)人権保育基本方針や(仮称)人権教育推進プラン、次世代育成支援対策行動計画を策定し、教育・保育の一層の充実・深化を図ります。

2) 人材の育成と活用

市内には人権に関する専門的な知識やさまざまな技能をもつ人たちがいます。これらの人たちが力を発揮し、活躍できるよう、人権問題に携わる指導者やボランティアなどの人材の育成、活用に努めます。

ア. 自己学習の支援

人権問題について取り組んでいる人たちや、これから人権について学ぼうとする人たちに対して、情報や教材の提供を行いその活動の支援に努めるとともに、その活動を促す取組みや支援の方策について検討をすすめます。

イ. 身近な指導者の育成

人権に根ざした文化を創造していくには、市民が日常生活の中の出来事を人権という視点から見つめ、考えていくことが大切です。この活動は本市のみならず、豊中市人権教育推進委員協議会をはじめとするさまざまな団体とすべての人々によって高めていくことが必要です。そのためには、地域社会のなかで、市民の学習活動のリーダーとして身近なところで活動する指導者の役割が重要であり、各地域社会で活躍できるよう支援していきます。また、人権まちづくりセンター、とよなか国際交流センター、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷや公民館などで開催される人権に関する講座等を通じて、身近な指導者の養成活動の充実を図ります。

ウ. 人材の活用

在日外国人に対する日本語教育のボランティア講師の育成など、人権に携わる人材の育成を図ります。さらに、これらの人材が能力を発揮できる

よう、生涯学習分野との連携などによる情報システムの整備、人材の登録制度やリカレント教育等について検討をすすめます。

コメント [o21]:

リカレント教育(recurrent education)
＝経済協力開発機構(OECD)が1970年代に提唱した生涯学習の制度的形態。回帰教育、循環教育などとも訳されます。社会に出てからも学校、または教育・訓練機関に回帰することが可能な教育システムのこと。

3) 効果的な人権啓発・情報提供の実施

ア. 市民の人権意識・学習意欲の把握

人権教育を効果的にすすめるためには、市民一人ひとりの生活の中に根ざした人権意識や学習意欲を知ることが不可欠です。

市が実施した「人権についての市民意識調査」などの結果をもとに、市民の生活意識やさまざまな人権問題に関する意識、社会に対する考え方などを把握し、人権教育・人権啓発の場に生かしていきます。

イ. 行動に結びつくような効果的な啓発内容・手法の検討、導入

学習者一人ひとりの考えや体験を互いに交流する機会を多く作り出していきます。

身近な事象を題材に取りあげるなど、表現や内容が受け手に理解しやすいものにするとともに、人々の感性に訴えかけ、自分の問題として受けとめ、人権の尊重が実際の行動に結びつくような効果的な啓発内容・手法について工夫・検討をすすめていきます。

従来の講演型、視聴覚を取り入れたものに加え、演劇、討論、文章表現、絵画、写真、映画など文化活動の営み、**メディア・リテラシー**の取組み、市民の創意を活用した企画段階からの参加・参画、**フィールドワーク**や**ワークショップ**など実践的な「市民参加型」の学習方法の展開などを通じた新しい人権学習をすすめていきます。

それらの一例として、地域社会における体験学習の推進やボランティア活動への参加などを通じて、一人ひとりの人権を尊重する意識の高揚に努めます。

コメント [o22]:

メディア・リテラシー(media literacy)
＝情報が流通する媒体(メディア)を使いこなす能力。メディアの特性や利用方法を理解し、適切な手段で自分の考えを他者に伝達し、あるいは、メディアを流れる情報を取捨選択して活用する能力のこと。

コメント [o23]:

フィールドワーク(fieldwork)
＝実際に現地に出かけ、歴史的事実や現実に触れ、また、人権にかかわる体験者との交流(聞き取り等)を通じた出会いなどの体験型学習のことです。

コメント [o24]:

ワークショップ(workshop)
＝ワークショップとはもともと作業場をあらわす言葉ですが、参加型体験型学習では単に知識や情報を学習するのではなく、参加者全員で共同で何かをつくり出す(ともに学び合う場として)作業やその過程のことをいいます。

ウ．被差別当事者等がエンパワーメントできる 啓発内容・手法の検討、導入

人権教育は被差別当事者だけの問題ではないことは当然のことですが、こうした取組みが被差別当事者の取組みを支え、励まし、元気づけるものでなければなりません。被差別当事者が本来持っているが、発揮できない力を引き出すための支援をすすめていきます。

例えば、セルフエスティームを育むプログラムが考えられます。被差別当事者は概して抑圧された状態におかれ、ともすれば自分を追い詰める傾向が見受けられます。こうした深刻な状態から抜け出せるよう、一般的には人権侵害からの救済という観点から、このようなプログラムの実施がのぞまれています。また、自分を大切にすることができ人であるからこそ、他者も大切にできるということから、セルフエスティームは人権教育・啓発の観点からも有効だといえます。すでに学校や公民館などでのCAPの取組み、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷでの事業等でなされていますが、生涯学習の場での積極的な実施を検討していく必要があります。

こうした両面から、今後、関係機関との連携・協力を図りながら、セルフエスティームなどを導入した啓発プログラムの開発がのぞまれます。

また、人権まちづくりセンターの識字学級などでは、自分の生い立ちを綴る取組みがなされています。生活体験と人権問題をつきあわせながら、自分の体験や自分史と重ね合わせ、差別の現実と自分との関係を綴っていくという取組みを、今後とも大切にしていきます。

コメント [o25]: CAPプログラム (Child Assault Prevention)

＝アメリカにあるレイプ救援センターが、1970年代に開発した子ども虐待防止プログラムのことをいいます。ワークショップ形式で子どもたちが暴力にあって危険を避ける力を持つような学習です。同時に、子どもを支える保護者や教師を対象にしたワークショップも開催されており、日本でも近年、重要な人権教育の課題として、市民レベルや学校教育で行われはじめています。

エ. 教材・プログラムの開発・整備

同和教育をはじめとする人権教育実践の経験、成果を踏まえた今までの教材を活用するとともに身近な出来事の人権に関する内容の学習教材の開発に努める等教材・プログラムの整備を行っていきます。

また、地域社会や職場等における学習や研修に使用する効果的でわかりやすい教材・プログラムの開発・整備を行っていきます。

人権教育に関する教材の整備を効率的にすすめるため、現在市民向けに発行している人権・文化・まちづくり総合誌『ヒューマンネットワークとよなか』も研修教材として活用を図ります。

教材の整備にあたっては、障害のある人など実際に教材を使用する側の立場にたってすすめていきます。

オ. 情報提供の充実・強化

『広報とよなか』やチラシ、ケーブルテレビ等を積極的に活用し、内容や表現に工夫を行い、市民の興味や関心を高めるような方法で啓発や情報提供を行います。

そして、インターネットを有効に活用するため、大阪府生涯学習情報提供システム（なにわ塾ネット）、大阪とよのネット（広域情報通信ネットワーク）、を利用した学習情報提供を今後積極的に行っていくとともに、人権に関するホームページを設けるなどの取組みを行います。

また、障害者、外国人など情報を入手しにくい市民に対し、点字・音声資料・映像資料・多言語の外国語版資料等を作成し、入手しやすい場所等に配置するとともに、朗読（読み聞かせ）・点字ボランティアの育成など、すべての人に対して学習の機会を広げるよう努めます。

4) 公務員等に対する人権教育

公務員等、人権が尊重される社会の実現にかかわりの深い職にある人には、人権尊重の精神が職場はもとより社会の隅々にまでいきわたるよう、きめ細かい人権感覚をもって職務に携わることが求められています。

そのため、人権問題に関する基本的な知識だけでなく、各職場における業務に適した形での主体的・実践的な人権教育が必要となります。

現在、本市においては、職員の人権資質の向上をめざして、さまざまな取組みをすすめています。とりわけ、全庁的な推進体制のもとに全職場において実施している「職場における人権研修」は全部局での人権を基本とした行政推進につなげることをめざした研修として各職場で主体的に取り組んでおり、今後も内容・手法等に工夫を凝らしながら推進していきます。

ア. 行政職員に対する人権教育

行政職員は市民の生活と密接にかかわっています。直接市民サービスを担当する部局はもとより、さまざまな事業をとおして、市民のためのまちづくりを担当する部局、さらには計画や予算、情報などをとおして、事業やサービス部門をバックアップする部局も、すべてその職務の基本は市民の生活と権利を守ることです。

そのため、すべての職員が、市民一人ひとりの人権を守り、自らの人権感覚を高め、職務とのかかわりを意識できるよう人権教育をすすめます。

イ. 社会福祉関係施設職員等に対する人権教育

高齢者、障害者、生活保護受給者、母子・父子家庭、子どもなどと接する機会の多い（福祉サービスに携わる）保健師、ケアマネジャー、ホーム

ヘルパー、介護福祉士、指導員、ケースワーカー、民生委員・児童委員、保護司など、人権への配慮が特に求められる人たちに対し、人権意識の普及・高揚が図られるよう人権教育の充実を図ります。

ウ. 医療関係及び消防職員等に対する人権教育

医療関係者は、いつも患者が主役（主権者）であるという意識を保ちながら、**インフォームド・コンセント**の徹底や患者に対しての適切な対応、人権意識の高揚を図ることが必要です。そのため、医師、看護師、薬剤師、医療関係職員等に対して人権教育の充実に努めます。

また、消防職員は、市民の安全を確保するための救急や災害活動時において、より高い人権意識が必要です。そのため、より一層の人権教育の充実に努めます。

コメント [o26]: インフォームド・コンセント

(informed consent)

＝専門家などが対象者にさまざまな選択肢を示し、それぞれによって引き起こされる便益と危険性を説明した上で、対象者本人に選択してもらうことをさします。とくに医師と患者の間で語られることが多いが、本来はそれに限定されません。情報などの面で強い立場にある人間が弱い立場にある人間に対して、できるだけ安心して判断できるような的確な情報提供をすべき責任を示しています。

エ. 教職員・保育所（園）職員に対する人権教育

乳幼児・児童・生徒の人権意識を育む担い手である教員・職員の人権意識の高揚と効果的な人権教育を行うため、自ら研修を重ね人権に対する正しい理解と認識の上に立った教育・保育実践をすすめます。また、より一層知識の向上を図り、子どもたちの心を健やかに育て、豊かな人間関係が体験できるよう（援助することを土台にしながら）同和教育、在日外国人教育、障害児（者）教育、男女平等教育、さまざまな性にかかわる教育等の研究活動をはじめとした人権教育を効果的に推進していきます。

5) 民間事業所・社会福祉関係団体の人権教育

福祉や医療などの分野では、民間事業所・社会福祉関係団体が果たしている役割が大きく、市民が安心して生活をおくるうえで大きな影響力を持っています。

したがって、民間の福祉・医療施設などにおいても独自に施設職員・関係者に対する人権教育をすすめていくことが必要です。

また、福祉・医療施設だけでなく、一般企業における企業活動は、商品の開発や顧客への対応、顧客情報の管理、広告の際の視点など、人権と深くかかわっており、人権の視点に立った取組みをすすめていく社会的役割を担っています。

このようななか、企業の立場で同和問題の早期解決をめざした活動を続けている豊中企業人権啓発推進員協議会をはじめ、それぞれの民間事業所・社会福祉関係団体においても人権教育に関する取組みが見られます。

本市としても、これら民間の活動への支援を行うとともに、関係機関や豊中企業人権啓発推進員協議会と連携し、人権教育の取組みが推進されるよう情報や学習教材の提供などに努めます。

6) その他の職業従事者の人権教育

市議会議員、マスメディア関係者、法曹関係者、宗教関係者等についても人権教育が重要であることから、自主的に人権教育を推進していくことが求められます。

B. 人権ネットワークの構築と市民参加・参画の促進

1) 市民参加・参画システムの構築

市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、市民の意見や要望を人権に関する施策に反映させていくための市民参加・参画システムのあり方や、市民グループが主体となって事業プログラムを企画し、実践していくための支援・体制のあり方について検討していきます。

ア. 「市民一行政協働型」の啓発活動・「市民参加型」の学習活動の推進

行政から市民へ“一方通行”的な啓発を行うのではなく、市民一人ひとりが啓発活動の担い手となり、メッセージを発信したり、行動につなげたりするような啓発活動、学習活動の支援が必要です。

また、(仮称)人権白書づくりを市民と協働で、5年内毎に作成し、人権尊重の輪を広げていきます。

イ. 新たな市民参加・参画の推進

計画の策定過程における新たな市民参加・参画手法を充実・開発するとともに、政策の執行過程や評価過程においても市民の意見が反映される仕組みづくりを検討します。

社会的身分、人種、民族、性別、障害の有無などにかかわらず、さまざまな立場の人が市政に積極的に参加・参画できるよう、審議会等委員の公募などを行います。

また、(仮称)人権啓発市民ネットワーク会議を設置し、それぞれの活動状況について情報交換と共有化を図るとともに、総合的、横断的な啓発活

動を共にすすめていきます。

ウ. 行政情報の提供・公開の促進

市民参加・参画をすすめるためには、個人情報の保護を優先した積極的な行政情報の提供・公開が必要です。

人権情報システムを整備し、インターネットをとおして、人権問題に関する活動状況や催しなども市民に情報提供するとともに、市民との意見交換をすすめます。

2) 市民活動がより活発になる環境づくり

市民の活動がより活発になるような環境を整備することは、行政の役割です。市民活動の多くは、小規模な活動で、情報提供や他の団体とのネットワーク、助成などの支援があれば、より活発な活動が期待できるからです。これまでは、社会福祉協議会、とよなか国際交流センター、各公民館、両人權まちづくりセンターなどを拠点に、さまざまな取組みがすすめられてきました。平成12年（2000年）にはとよなか男女共同参画推進センターすてっぷ、平成13年（2001年）には市民活動情報サロンが設置され、施設も順次整備されてきました。平成15年（2003年）には豊中市市民公益活動推進指針を策定するとともに、豊中市市民公益活動推進条例を制定しました。平成16年度（2004年度）からは、公募制補助金制度等の運用を始めます。

しかし、これからの市民活動をより活性化していくためには、お互いの活動情報の共有が欠かせません。また、公民の役割分担をふまえながら、市民・事業者・NPO等と行政の協働事業を積極的に推進していく必要があります。

今後も、市民活動に対する側面的支援とネットワーク化に取り組んでいきます。

ア. 市民グループの活動情報の提供

国際交流、男女共同参画、教育・文化、福祉・医療、生活・環境、企業の社会貢献活動など、広範囲にわたるボランティア活動やNPO活動などさまざまな市民活動の情報を収集・提供するほか、相談などの活動支援を行い、市民活動の活性化を図ります。

イ. 市民グループの育成・支援

ボランティア活動、NPO活動をはじめ、さまざまな市民グループの育成・支援に努めます。また、国際交流、男女共同参画、障害者や高齢者、子育て支援、地域活動、福祉・医療、教育・文化、生活・環境などの各分野において、豊中市市民公益活動推進条例に基づき、提案公募型委託事業や公募制補助金制度事業などを積極的にすすめます。

ウ. 市民グループのネットワーク化

市民活動に取り組んでいる個人や団体が、それぞれの活動に関する情報や意見の交換を通じて連携が図られるよう、人権尊重の視点をもったネットワークづくりをすすめます。

エ. 地域コミュニティの再生に向けた活動の促進

子どものころから、人と人とがつながる活動づくりを念頭に置いたまちづくりが大切です。それぞれの地域特性を生かしたコミュニティの形成とネットワーク化を図る中で、市民一人ひとりの人権意識の高揚と人権問題の解決に努めます。

具体的には、自治会や校区福祉委員会、地域教育協議会などの地縁組織と、国際交流、男女共同参画、障害者や高齢者、子育て支援、地域活動、福祉・医療、教育・文化、生活・環境などのテーマで結びついた市民組織との連携やネットワーク化をすすめます。

3) 国・府・市町村をはじめとする関係機関、民間団体、企業等との連携

人権教育をすすめるには、国、府、市町村、各行政間の連携が不可欠であり、それぞれの役割をふまえ、人権教育の推進を図る協力体制が必要です。また、民間団体、企業などとも連携を密にし、それぞれが蓄積してきた人権教育の推進に必要な情報を共有し、効果的な推進に努めます。

ア. 国、府、市町村との連携

人権啓発活動地域ネットワーク協議会や大阪人権行政推進協議会等を通じて、国、府、市町村との連携・協力体制を強化し、市職員に対するきめ細かな情報の提供などに心がけ、職員の人権意識の高揚を図ります。

コメント [o27]:

人権啓発活動地域ネットワーク協議会
＝法務省が設置し、関係自治体（市町村等）で構成された組織で、人権啓発活動について、意見交換、情報交換を行い、人権尊重の思想を広める活動を行っています。「大阪地域ネットワーク協議会」には大阪市、北摂・北河内の市町が参加。

イ. 民間団体・企業等との連携

人権教育の推進は、公的部門だけですすめられるものではなく、民間のあらゆる部門においても積極的に推進されることが必要です。

このため、民間の各種団体における人権教育の取組みの充実を促すことは重要であり、民間団体の自主的な人権教育の実施を促進するため、教材・資料等について適切な内容となるよう情報の提供等を図ります。

コメント [o28]:

大阪人権行政推進協議会
＝大阪府内の自治体が、より一層効果的、効率的な人権行政を行い、府民の人権意識の高揚を図るため、各自治体の人権啓発や人権施策（人権相談を含む）にかかわる情報交換、相互協力を基本とした連携、協力体制を確立することをめざし、府が平成14年（2002年）に設置。

ウ. マスメディアへの積極的な情報提供等

迅速に情報を収集し、マスメディアを通じて、積極的な情報提供に努めます。

C. 「共に生き、共に学ぶ、開かれた」社会 の実現と人権擁護

1) 多様な交流活動の促進・活性化

「共に生き、共に学ぶ、開かれた」社会とは、市民一人ひとりの人権が尊重され、個性と創造性が発揮できるよう、お互いの多様性が認められることが文化として受け入れられ定着した状態をいいます。

このような社会の実現をめざすためには、市民一人ひとりが、住みよい地域社会を形成し、共に支えあう一員であるとの認識の上に立って、地域の課題を共有し、解決に向けて行動する人づくりが重要です。

そのためには、さまざまな人々の多様な生活や文化に対する理解と認識を深めるとともに、子どもや高齢者、障害者、外国人など、人々が対等な関係づくりをすすめるなかで交流し、ふれあうことのできるよう、市民や各種団体・グループ等の多様な交流活動の促進・活性化が必要です。

こうした交流によって、価値観の違いに気づき、個性を認めあうきっかけが生まれます。

また、地域社会の活動・交流促進の拠点施設である公民館・図書館、とよなか国際交流センター、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ、くらしかん、人権まちづくりセンター、老人福祉施設などの一層の活用を図ります。

2) 人権相談の体制と被害者救済

本市では、市民の日常生活にかかわるさまざまな悩みや問題を解決するため、専門知識を有した担当者による相談窓口を開設していますが、相談日時や場所などが限られるなど、市民の多様なニーズに十分に対応できない状況にあります。また、相談窓口から他の窓口・関係機関等へのつなぎ方が課題となっています。このため、市民が気軽に相談できる体制の充実と、国や府の動向をふまえ、人権侵害に対する救済方策などについて調査・研究をすすめます。

ア. 人権相談体制の充実

今日的課題となっている子ども虐待や女性に対する暴力、在住する外国人などに対する差別事象については、潜在化しており、相談等もまだまだ少ないといえます。そのため、人権侵害の実態をつかむとともに、当事者のニーズを掘り起こしていくような施策をすすめることが今後求められます。

人権相談については、本人からの申し出や市民からの情報等に対して柔軟に対応できる人権相談体制の充実と相談員の養成を図るとともに、専門職員の配置に努めます。

あわせて、豊中市内の相談機関のネットワーク化をすすめ、各相談窓口・関係機関の連携強化を図るとともに、相談員のスキルアップのための研修を行います。相談から見えてきた課題を市政に反映させるシステムについては、現在の広報広聴委員制度の活用を含め、研究をすすめます。

イ. 人権相談の体制と被害者救済

人権が侵害された場合は、人権相談や法律相談をはじめ法務局や人権擁護委員等により、情報収

集や実態調査などが行われています。しかし、その手続きや救済方策などに対して、さまざまな意見や要望があるため、国や府の動向をみながら、法務局や人権擁護委員との連携を図りつつ、市の救済方策について検討していきます。本市では、平成15年(2003年)11月から、男女共同参画苦情処理制度が先行しており、他の人権分野においても、第三者機関の設置について調査研究をすすめます。

ウ. 人権侵害の実態把握

まず、地域の中で人権侵害がどのように起きたのか、被差別当事者が置かれている現状について明らかにしていく必要があります。

すでに実施された「人権についての市民意識調査」をはじめ、各課題・領域別の調査を十分活用しながら、さまざまな市民活動に取り組んでいる人々と問題意識の共有化を図りながら、市民との協働による(仮称)人権白書づくりなどをすすめます。

エ. 地域ネットワークの構築と関係機関及び民間団体との連携

虐待など人権侵害が発生する家庭や地域、学校、職場は、経済的問題や就労、疾病、人間関係のトラブルなど同時に多くの問題を抱えている場合が少なくありません。このため、一つの機関だけで対応するには限界があり、関係機関が連携を図りながら、問題解決にあたっていくことが重要です。

心理職や子ども家庭センターのソーシャルワーカー(カウンセラー)、警察、弁護士、家庭裁判所、保健所、人権擁護委員、保護司、民生・児童委員などとの連携が非常に大切です。あわせて、

NPO等の行う人権にかかわる援助活動とも連携を図り、共に取り組んでいく必要があります。

そのため、関係機関やNPO等を含めた、豊中市内の相談機関のネットワーク化をすすめ、相談体制の一層の連携・充実を図っていきます。

3) 個人情報の保護と情報リテラシーの向上

市民の積極的な社会参加・参画を促進するために、より一層市政情報の公開・提供に努める必要がありますが、そうした中でも市民のプライバシーが侵害されることがないように、コンピュータのデータ保護やチェック機能の強化など、安全体制の確立に取り組みます。また、デジタル・デバイド（情報化による格差）の問題については、国・業界等の対応もふまえながら、解消に向けた取り組みをすすめていきます。

ア. 個人情報の保護と安全体制の確立

社会の情報化がすすむにつれ、個人情報が本人の知らない間に収集され、利用されたりすることによって、プライバシーの侵害が起こったり、誤った情報が不特定多数の人びとに流布されたりして不利益を被るといった危険性が指摘されています。

また、インターネットなどを使った悪質な差別事件・事象も実際に起こっていることから、個人情報の保護にかかわる取り組みや情報の正しい活用のしかたについて研修・啓発をすすめます。特に市民の個人情報が外部に漏れることのないよう、コンピュータのデータ保護やチェック機能の強化など、高度情報化社会の進展に対応した安全体制の確立に取り組みます。

イ. 情報化施策推進に伴う市民の情報リテラシーの向上と格差の解消

政府は、ITを活用した国民の利便性・サービスの向上を図る観点から、各種行政分野に係る情報のインターネットによる提供、申込・届出等手続のオンライン化を積極的にすすめてきています。平成15年(2003年)には「電子政府構築計画」を策定し、利用者の視点を徹底し、従来の各府省ご

コメント [o29]:
情報リテラシー

=情報を活用する能力のこと。リテラシー(literacy)とは、もともと読み書き能力や、社会参加するためにすべての人に必要な教養をさします。

コメント [o30]: プライバシー(privacy)

=もともとは、私生活に踏み込まれない権利。1970年代以後は、情報化の進展にとって、自分に関する情報を自分でコントロールする権利と再定義されるようになりました。

コメント [o31]:

デジタル・デバイド(digital divide)

=パソコンやインターネットなどの情報技術(IT)を使いこなせる者と使いこなせない者との間に生じる格差。個人間の格差の他に、国家間、地域間の格差をさす場合もあります。若者や高学歴者、高収入者がITを活用してますます高収入や雇用を手にする一方、貧困のためや高齢のためにITを活用できずに置き去りにされます。いいかえれば、ITが社会的な格差を拡大、固定化する現象がデジタル・デバイドです。

との行政情報の提供、すべての手続のオンライン化という「量」の追求から、行政情報の入手やオンラインによる手続を、便利でわかりやすいものにするという「質」の向上への転換を明確に打ち出しています。

一方、本市においても申込書等提供サービスや地図情報提供サービスなど情報化施策が推進されてきています。このような情報化施策の推進にあたっては、障害者や高齢者、外国人等の情報を入力しにくい市民が情報通信技術進歩の成果を受けられることができるよう配慮していく必要があります。

さらに、平成13年（2001年）4月から実施しているIT講習に引き続き、生涯学習の一環として、あらゆる人びとが受講できるようなIT関係のセミナー、研修講座を設けることによって情報リテラシーの向上、情報収集能力や情報量格差の解消に努めます。

Ⅳ 推進のしくみ

すべての人々の人権が尊重される社会の創造は人類共通の願いであり、あらゆる差別のない社会を実現し、21世紀を真の「人権の世紀」にすることが求められています。そのためには、市民・事業者・NPO等・行政が連携、協力しながら、基本計画に基づく取組みをすすめていく必要があります。

1. 計画の推進体制

- (1)市長を本部長とする「豊中市人権教育のための国連10年推進本部」はもとより、「人権啓発推進会議」など、人権に関する庁内推進組織や（財）とよなか国際交流協会・（財）とよなか男女共同参画推進財団との緊密な連携を図るとともに本市の諸方針・計画との整合性にも留意しながら基本計画を総合行政として全庁的に推進します。
- (2)基本計画を地域で効果的にすすめていく上で市民・事業者・NPO等の果たす役割は重要です。このため、人権に関する民間レベルの取組みの支援につながる環境整備に努めるとともに市民・事業者・NPO等との連携の強化に努めます。

2. 計画の評価と見直し

- (1)基本計画に基づく施策の進行状況の把握に努めるとともに、その成果の点検についても検討をしていきます。
- (2)市民意識の変化や国・府の動向など、今後の社会情勢の変化などをふまえ、必要に応じてこの基本計画を見直すこととします。

資 料

豊中市人権教育のための国連10年推進本部設置要綱

(設置)

第1条 「人権教育のための国連10年」にかかる施策について、市の各推進本部・推進会議および関係機関との連絡調整をはかり、総合的かつ効果的な推進に資するため、豊中市人権教育のための国連10年推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、助役をもって充てる。
- 4 本部員は、市長、助役を除く特別職と部長級職員をもって充てる。

(運営)

第3条 本部長は、本部会議を招集し、これを掌理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐する。
- 3 本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第4条 本部会議の円滑な運営をはかるため、本部のもとに幹事会を設置し、座長、副座長及び委員を置く。

- 2 座長、副座長は委員の中から互選する。また、委員は別表1に掲げるものをもって充てる。
- 3 座長は、幹事会を招集し、これを運営する。
- 4 副座長は、座長を補佐する。

(専門部会)

第5条 専門的な調査・研究を行うために本部に専門部会を設置することができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、人権文化部人権文化まちづくり推進室人権企画課と教育委員会人権教育企画課が行う。

(細則)

第7条 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成9年（1997年）2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年（1999年）4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年（2003年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年（2004年）4月1日から施行する。

豊中市人権教育のための国連10年推進本部本部員

本部長	市長
副本部長	杉本助役
	芦田助役
委員	収入役
	水道事業管理者
	教育長
	行財政再建対策監
	総務部長
	総務部理事（法務危機管理担当）
	人権文化部長
	政策推進部長
	政策推進部理事（情報政策担当）
	環境部長
	財務部長
	市民生活部長
	健康福祉部長
	健康福祉部理事
	こども未来部長
	建築都市部長
	建築都市部理事
	土木下水道部長
	豊中病院事務局長
	豊中病院看護部長
	水道局長
	水道局理事
	消防長
	教育委員会事務局教育次長（総務担当）
	教育委員会事務局教育次長（教育担当）
	教育委員会事務局理事
	市議会事務局長
豊中市伊丹市クリーンランド事務局長	
豊中市箕面市養護老人ホーム組合事務局長	

別表1 豊中市人権教育のための国連10年推進本部幹事会委員

部 局	役 職
総務部	法務室長
	職員研修所長
人権文化部	人権企画課長
	人権企画課人権行政調整担当主幹
	人権企画課同和行政担当主幹
	男女共同参画推進課長
	文化芸術・国際課長
政策推進部	企画調整室企画調整担当主幹
	広報広聴課長
健康福祉部	高齢福祉課長
	障害福祉課長
こども未来部	子育て支援課長
	青少年課長
教育委員会	学校指導課長
	幼児教育課長
	地域教育振興課長
	人権教育企画課長

人権文化のまちづくりをすすめる条例

公布 平成 11 年(1999 年) 4 月 1 日

(前文)

私たちは、基本的人権の尊重を基調とした日本国憲法の理念、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であるとする世界人権宣言の趣旨にのっとり、人権擁護都市を宣言し、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりに努めてきました。

しかしながら、社会的身分、人種、民族、性別、障害があること等により人権が侵害されている現実があります。また、私たちをとりまく社会状況の変化等により、人権に関わる新たな諸課題も現れてきています。

私たちが享有する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利であり、その権利を行使するに当たっては一人ひとりが社会の構成員としての責任を自覚し、互いの人権を尊重すべきであるという道理を一層浸透させていかなければならないという課題があります。

これらの課題等を克服し、すべての人の人権が尊重されるためには、私たち一人ひとりがこれまでのものの見方、考え方を人権尊重の視点で問い直すとともに、共に生きる豊かな関係を育み、活動の輪をひろげ、人権尊重が当たり前のこととして受け入れられる人権に根ざした文化を創造することが大切になっています。

私たちは、このような営みをとおして人権文化のまちづくりをすすめるため、たゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定します。

第 1 条 (目的)

この条例は、人権文化のまちづくりをすすめるに当たっての、市と市民の役割を明らかにするとともに、人権文化のまちづくりをすすめる施策の推進体制等に関する事項を定めることにより、必要な施策を推進し、もって、人権文化が創造されたまちの実現をめざすことを目的とする。

第 2 条 (市の役割)

市は、人権尊重の視点をあらゆる施策に生かすとともに、市民の自主性を尊重して人権に対する意識の高揚に努め、人権文化のまちづくりをすすめる施策を推進するものとする。

第 3 条 (市民の役割)

市民は、互いに人権を尊重し、市とともに自らがまちづくりの主体として、家庭、地

域、学校、職場等あらゆる生活の場において、人権を尊重することが当たり前のこととして受け入れられる、人権文化のまちづくりをすすめるよう努めるものとする。

第4条（推進体制の充実）

市は、人権文化のまちづくりをすすめる施策の推進について、国、大阪府、関係団体等との連携を図るとともに、必要な推進体制の充実に努めるものとする。

第5条（協議会）

人権文化のまちづくりをすすめるための総合的な施策について協議するため、人権文化のまちづくりをすすめる協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の組織、運営その他必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第5条の規定は、市規則で定める日から施行する。

豊中市人権教育・啓発基本計画改訂版

～人権教育のための国連10年行動計画を受けて～

平成13年(2001年)9月 策定

平成16年(2004年)6月 改訂

発行 豊中市人権教育のための国連10年推進本部
事務局 人権文化部人権文化まちづくり推進室人権企画課
教育委員会人権教育企画課

〒561-8501

豊中市中桜塚3丁目1番1号

電話 06-6858-2586